

# 指導・監査について

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

福祉総務課 指導監査係

# 目次

1 指導と監査について

2 運営指導において指摘が多かった項目について

3 運営上の留意事項について

4 自己点検票の活用について

# 1 指導と監査について

## 指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

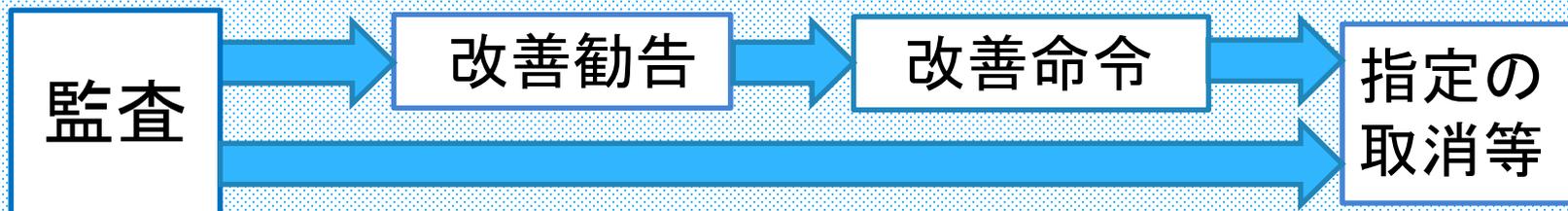
- **介護サービスの実施状況指導**（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- **最低基準等運営体制指導**（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- **報酬請求の指導**
- **制度管理の適正化指導 等**

※ 運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

## 監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある（又はその疑いがある）場合等



## 2 運営指導において指摘が多かった項目について

- ① 衛生管理等
- ② 介護の取扱い方針
- ③ 虐待の防止
- ④ その他

## 衛生管理等

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない、または、その結果を従業者に周知徹底していない事例

委員会は6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図り、記録を必ず残してください。

## 衛生管理等

### 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない、または内容が不十分な事例

必ず、指針を整備してください。

また、指針には、次のような項目を盛り込んでください。

#### 平常時の対策

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）

#### 発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・ 行政等への報告

※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>を参照してください。

## 介護の取扱方針

### 1 個別サービス計画の取得が漏れている事例

居宅介護サービス計画との整合を確認する必要がありますので、必ず取得してください。

### 2 居宅サービス計画を変更する場合に、サービス担当者会議で検討した記録が残っていない事例

サービス担当者会議を開催した際には、必ず記録を残してください。

# 虐待の防止

## 1 虐待の防止のための指針の内容が不足している事例

指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## その他

- 1 各種委員会の開催及びその結果の従業者への周知徹底や、各種研修  
について、実施されているものの、記録が残されていない事例

実施されたことが確認できませんので、記録は必ず残すようにしてください。

### 3 運営上の留意事項について

# (1) 業務継続計画の策定等

令和6年4月1日から、業務継続計画の策定が義務付けられています。

策定の際には以下を参考にしてください。

介護施設・事業所における**感染症発生時**の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>

介護施設・事業所における**自然災害発生時**の業務継続計画ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

業務継続計画について、以下の措置も必要です。

- ・従業者に対する周知
- ・研修
- ・訓練
- ・定期的な見直し

策定していない場合、**令和6年4月に遡っての減算**となります。

## (2) 虐待の防止に係る措置

令和6年4月1日から、虐待の防止に係る措置が義務付けられています。  
虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる必要があります。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - ④①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ①～④の措置を一つでも講じていない場合、減算となります。

## 【参考】令和7年度 事業種別実施状況

		対象事業所数	実施事業所		うち指摘あり			
				実施率		指摘率	うち報酬返還あり	指摘のうち返還がある割合
訪問系	訪問介護	147	13	9%	6	46%	0	0%
	夜間対応型訪問介護	1	1	100%	1	100%	0	0%
	訪問入浴介護	5	0	-	-	-	-	-
	訪問看護	75	8	11%	7	88%	0	0%
	訪問リハビリテーション	7	3	43%	1	33%	0	0%
	福祉用具貸与・販売	42	4	10%	2	50%	0	0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11	4	36%	2	50%	0	0%
	小計	288	33	11%	19	58%	0	0%
居宅介護支援	居宅介護支援	161	21	13%	8	38%	0	0%
	介護予防支援	24	0	-	-	-	-	-
	小計	185	21	11%	8	38%	0	0%
通所系	通所介護	87	14	16%	8	57%	0	0%
	地域密着型通所介護	102	17	17%	3	18%	0	0%
	認知症対応型通所介護	14	2	14%	1	50%	0	0%
	通所リハビリテーション	15	7	47%	3	43%	0	0%
	小規模多機能型居宅介護	37	6	16%	4	67%	0	0%
	看護小規模多機能型居宅介護	6	1	17%	1	100%	0	0%
	ミニデイサービス	7	0	-	-	-	-	-
	小計	268	47	18%	20	43%	0	0%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	3	9%	1	33%	0	0%
	介護老人保健施設	15	9	60%	7	78%	1	14%
	介護医療院	4	2	50%	2	100%	0	0%
	短期入所生活介護	72	10	14%	2	20%	0	0%
	短期入所療養介護	18	10	56%	6	60%	1	17%
	特定施設入居者生活介護	15	1	7%	1	100%	0	0%
	地域密着型介護老人福祉施設	20	3	15%	3	100%	0	0%
	認知症対応型共同生活介護	74	10	14%	8	80%	1	13%
	小計	250	38	15%	22	58%	3	14%
合計	991	139	14%	69	50%	3	4%	

※実施事業所数は、令和8年1月までに運営指導を実施した事業所。

※「うち指摘あり」は上記のうち結果が確定している事業所数。

## 4 自己点検票の活用について

# 自己点検票の活用

適正な事業所の運営、報酬請求のために、定期的に自己点検を行ってください。  
長崎市のホームページから自己点検票をダウンロードできますので御活用ください。

## 自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページのトップページから「介護サービス事業者に対する運営指導の事前提出資料様式(令和7年度)」を検索

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/54406.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

The screenshot shows the Nagasaki City website page for downloading the self-inspection form. The page title is "介護サービス事業者に対する運営指導の事前提出資料様式 (令和7年度)". The page content includes a table of contents and a list of services. The list of services is as follows:

- 1. 訪問介護・共生型訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/276KB)
- 2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/235KB)
- 3. 訪問看護・介護予防訪問看護  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/117KB)
- 4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/90KB)
- 5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/80KB)
- 6. 通所介護・共生型通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/316KB)
- 7. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/294KB)